

学校法人文化学園 情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)運営規程

(設置)

- 第1条 全学総括責任者は、情報セキュリティインシデント対応チーム（以下「CSIRT」という。）の活動が円滑に行えるよう、予算措置や適切な権限委譲を含めた環境を整えるとともに、必要に応じて活動内容について助言又は指導を行うものとする。
- 2 部局総括責任者は情報セキュリティインシデントの発生に備え、CSIRT と連携して、連絡、報告、情報集約及び被害拡大防止のための緊急対応に必要な体制を整える。

(組織)

- 第2条 CSIRT は、情報セキュリティインシデント対応チーム責任者（以下「CSIRT 責任者」という。）及び担当者で組織する。
- 2 CSIRT 責任者は、CSIRT の業務を統括するとともに、学内外の関係機関と、必要に応じて情報セキュリティインシデントに関する情報共有に関する活動の責任者を務め、全学総括責任者が指名する。
- 3 担当者は、各部局総括責任者が教職員から1名以上を推薦し、全学総括責任者が委嘱する。このとき、自部局の教職員を推薦することを原則とするが、教職員の所属部局の部局総括責任者及びCSIRT 責任者の承認のもとで、他部局の教職員を推薦することも認める。
- 4 CSIRT 責任者は、必要があると認めるときは、全学総括責任者の承認を得た上で、前項に掲げた以外の者を指名して担当者に加えることができる。
- 5 CSIRT 責任者はCSIRT の構成員の中から1名以上の情報セキュリティインシデント対応チーム副責任者（以下「CSIRT 副責任者」という。）を指名する。CSIRT 副責任者はCSIRT 責任者から委譲を受けた場合にCSIRT 責任者の業務を代行することができる。

(活動)

- 第3条 担当者は、次に掲げる活動を行うものとする。このうち活動の一部について、CSIRT 責任者はあらかじめ全学総括責任者の承認を得た上で、外部委託を行うことができる。
- (1) 学園における情報セキュリティインシデントの報告窓口として、学内からの情報セキュリティインシデントの可能性のある事象に関する情報を受け付けるとともに、情報ネットワークの監視に関する情報も活用することにより、情報セキュリティインシデントに関する事象を正確に把握すること。
- (2) 情報セキュリティインシデントに関する外部機関との連絡窓口（PoC: Point of Contact）機能を、学園の総務部門と連携して提供すること。
- (3) 情報セキュリティインシデントの発生時に、必要に応じて被害の拡大防止、復旧及び再発の防止にかかる技術的支援や助言を行うこと。
- (4) 情報セキュリティインシデントの発生時に、あらかじめ全学総括責任者による承認を得た条件を満たす場合は、CSIRT 責任者による判断に従って情報ネットワークの緊急遮断措置を行うこと。

これ以外の権限については、必要な場合はあらかじめ全学総括責任者から委譲を受けた措置について、全学総括責任者の承認を都度受けることなく行うことができる。

(5) 学内の情報セキュリティインシデントの発生状況を定期的に取りまとめ、全学総括責任者に報告するとともに、対策に関する意思決定を支援すること。

(6) 情報セキュリティインシデントへの対処能力を向上させるため、必要に応じて CSIRT 構成員を対象とする研修や訓練等を実施すること。

(雑則)

第4条 本規程に定めるほか、CSIRT の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、所管部署に諮り、理事長が定める。

附 則

本規程は、平成30年6月1日から施行する。